



フィリピン:クレジットカード/デビットカード/プリペイドカードによる納税

UHY Tax ニュースレター / 2017年11月

RR 2-2017:クレジットカード/デビットカード/プリペイドカードによる納税

歳入規則 (RR) No. 3-2016セクション4を修正した歳入規則 (RR) No. 2-2017において定められた、クレジットカード/デビットカード/プリペイドカードによる納税に係る新しい規則の概要は以下の通りとなっています:

(1) 納付日時について

徴収代理銀行の認可取得者 (Authorized Agent Bank-Acquirer, AAB-Acquirer) がシステムによって発行する領収書に記載された日付および時刻が納付日時とみなされます。

(2) 納付責任について

納税者 (納税カード保有者) に有効な領収書が発行された時点以降、内国歳入局に対して対象税額を納付する責任は AAB-Acquirerが負うこととなります。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※本ニュースレターは、UHY. M. LAguirre が作成した原文からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。



コンタクト

UHY税理士法人

鹿目 達也 - パートナー

Email: kanome.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

